

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年11月26日 12時20分ごろ
発生場所	長崎県 ^{ひらど} 平戸市 ^{えぶくる} 江袋湾 薄香湾 ^{うすか} 港西防波堤灯台から真方位245° 1,550m付近 (概位 北緯33° 22.2′ 東経129° 31.4′)
事故の概要	漁船 ^{かつえい} 勝栄丸は、南進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年11月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勝栄丸、0.5トン NS3-507873、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、江袋湾内を約11ノット（kn）の対地速力とし、船首が浮上して正船首方に死角が生じた状態で南進していた。 船長Aは、右舷船尾部のさ蓋に腰を掛けて操船していたところ、衝撃を感じた。 船長Aは、江袋湾入口付近で左舷方に視認した同航船の動向に意識を向けて航行していた。 B船は、操縦者Bほか親族1人が乗り、錨泊して釣り道具の片付けを行っていた。 同乗者は、右舷船首方から接近してくるA船を認め、操縦者Bと共に大声を発して手を振ったが、危険を感じて海に飛び込んだ。
分析	A船は、船長Aが、江袋湾入口付近で左舷方に視認した同航船の動向に意識を向け、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、接近するA船に気付いて避航を促したもの

	の、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが、江袋湾入口付近で左舷方に視認した同航船の動向に意識を向け、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。